

大阪公報
昭和十年十月二日

(水) 日二月十年十和昭 號八十七百七千第



大阪市公報 (毎週水、土曜日發行)

●大阪市告示第三百七十號

本市左記公債來ル十一月八日全額繰上償還ヲ爲ス元金及端數利子ハ下記取扱所ニ於テ證券引換ニ之ヲ支拂フ

一、償還スヘキ公債證券

種別 記號 金額

第七回教育短期公債(ほ、へ、と)

貳百七拾四萬六千五百圓

第十二回電氣事業短期公債(ほ、へ、と)

貳百五拾參萬五千四百圓

第九回下水道短期公債(に、ほ、へ)

壹百四拾八萬五千九百圓

五千圓券

四拾六圓五拾七錢

一、端數利子

壹千圓券

九圓參拾壹錢

一、支拂事務取扱所

株式會社

三和銀行本店

株式會社

安田銀行本店

株式會社

野村銀行本店

昭和十年十月二日

大阪市長 加々美武夫

告示

豫防法ニ依リ左記ノ通「トラホーム」臨時無料診療所ヲ開設シ昭和十年十月一日ヨリ其事務ヲ開始セリ

昭和十年十月二日

大阪市長 加々美武夫

「トラホーム」加島臨時診療所

西淀川區加島町

加島衛生組合事務所内

●大阪市告示第三百七十二號

昭和五年内務省令第十三號大阪都市計畫事業高速度軌道建設受益者負擔ニ關スル件第七條第一項ニ依ル梅田負擔區劃ノ停留場出入口工事着手ノ日ハ昭和十年十月一日トス

昭和十年十月二日

大阪市長 加々美武夫

●大阪市告示第三百七十三號

大阪都市計畫事業一等大路第三類第三號逢阪線ノ内左記ノ通街路擴築事業ニ着手ス

一、事業施行區間

自松屋町筋線

至天王寺公園西橫線

一、事業着手ノ日

昭和十年九月十九日

●大阪市告示第三百七十四號

大阪都市計畫事業一等大路第三類第二號松屋町筋線新設街路受益者負擔ニ關シ昭和八年五月内務省令第十四號第五條第一項第一號ニ依リ自内平野町一丁目至内本町二丁目區間ヲ一箇ノ負擔區トシ同條第二號ニ依ル地帶並ニ率ヲ左ノ通り定ム

昭和十年十月二日

大阪市長 加々美武夫

地名	地帶	配分率
第一地帶	新設街路ノ兩側境界線ヨリ與行各十五間ノ地域	負擔額ノ百分ノ七十
第二地帶	第一地帶ノ外側線ヨリ外方各二十五間ノ地域	百分ノ二十
第三地帶	第三地帶ノ外側線ヨリ外方各二十五間ノ地域	百分ノ十

右負擔區並負擔區劃ハ當廳土木部庶務課備付圖面ノ通り

大阪市公報
配 00013885

大阪市公共図書館

121 目録
創造南屋
総務課

交技第六。一号

昭和二十六年十二月 日

技術部長

庶務部長 殿

高速度軌道建設昭和町停車場出入口工事着手の告示方依頼はつて
高速度軌道建設昭和町負担区劃受益者負担金課徴上必要がありま
すので、工事着手の日と同じ日又は、その直後の日附をもって、左記の通り
告示方を御取り計らい願います。

記

大阪市告示第 号

大阪都市計画事業高速度軌道建設事業中、昭和町負担区劃の停
車場出入口は昭和二十六年十二月十五日其の工事着手した。

大阪市交通局

右昭和十七年内務省令第二十五号大阪都市計画事業高速鉄道建設受益者負担に関する件 第九條第二項に依り告示す

昭和二十六年十二月 日

大阪市長 中井光次

参考

昭和十七年内務省令第二十五号大阪都市計画事業高速鉄道建設受益者負担ニ関スル件一抜抄

第九條 負担金ハ其ノ負担区劃ノ停車場出入口ノ工事著手ノ白

ノ現在ニ依ル受益者ヨリ之ヲ納付セシム

前項ノ工事著手ノ白ハ市長之ヲ告示スベシ

厚議行以旨
得受

第 50 号

名 件	局長		昭和年月日決裁	月 日 施行	月 日 施行	種別	文書係長	文書主任	行施	受付月日
	議	合	管	主	査	審	庶務課長	文書係長	文書主任	
一 大阪市路面電車乗車料係例の一部を改正する係例	部長	部長	部長	部長	部長	部長	課長	課長	係長	
一 大阪市高速電車乗車料係例の一部を改正する係例	部長	部長	部長	部長	部長	部長	課長	課長	係長	
一 大阪市乗合自動車乗車料係例の一部を改正する係例	部長	部長	部長	部長	部長	部長	課長	課長	係長	